

# SDGs 貢献プロジェクト

～包摂的かつ持続可能な地域社会の発展に向けて～

## 募集要項

### 1. 助成の趣旨

---

JT は責任ある地域コミュニティの一員として、自然・社会・人間の多様性に価値を認め、自らが事業を行っている地域社会における重要な課題に対し、幅広いステークホルダーとともに包摂的かつ持続可能な地域社会の発展のため、さまざまなコミュニティインベストメントに取り組んでいきたいと考えております。

「SDGs 貢献プロジェクト」では、JT がコミュニティインベストメントの重点領域として位置付けている、「格差是正」、「災害分野」、「環境保全」に取り組む様々な団体の事業を助成により支援します。

### 2. 助成の対象となる団体

---

以下の要件を全て満たす団体を対象とします。

- 原則、法人（営利／非営利等の法人格は問わない）であること
- 主たる事業所所在地と事業展開地が日本国内であること
- 法人の設立目的や活動内容が、政治、宗教、思想に偏っていないこと
- 反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力と交友関係を有する法人でないこと

### 3. 助成の対象となる事業

---

「格差是正」、「災害分野」、「環境保全」のいずれかの分野で、日本国内で実施する包摂的かつ持続可能な地域社会の発展に貢献する事業を対象とします。

- 「格差是正」：人と人もしくは地域間で生じる水準の差異の是正につながる事業
- 「災害分野」：災害発生地域における支援及び将来の災害に備えた減災・防災につながる事業
- 「環境保全」：様々な天然資源の維持につながる事業

### 4. 助成概要

---

#### (1) 助成期間

1年間とします

6月募集：同年10月～翌年9月の1年間

12月募集：翌年4月から翌々年3月の1年間

助成により実施した事業の実績を総合的に勘案し、継続助成を行う場合があります

※継続助成の場合でも再度選考を実施し、同一事業に対する助成は最長3年間とします

#### (2) 助成金額

助成金額は1法人1事業を対象とし、上限200万円

#### (3) 対象となる経費

申請事業に関わる事業費

※対象費目及び要件については、申請書記入にあたっての注意点に記載の「助成対象となる費目」をご参照ください

#### (4) 対象外となる経費

申請法人の運営自体に必要な費用（事業所家賃・水道光熱費・通勤交通費等）

申請事業と直接的な関りのない経費（他業務に係る人件費等）

申請事業と直接的な関りのない物品の購入費（他業務にも使用する設備や機材の購入・維持費等）

(5) その他

申請事業にて、他の助成金や補助金を受けることは可能ですが、JT の助成金と同一使途での併用は不可とします

## 5. 選考

---

(1) 選考

書類審査等により決定します

選考過程においてヒアリングをさせていただく場合があります

(2) 選考ポイント

- 「助成の趣旨」との適合性があるか
- 地域社会の課題とニーズを的確に把握しているか
- 事業の実現性があるか（事業計画、収支計画）
- 多様なパートナーシップをもって事業運営にあたっているか
- 地域社会への波及効果が期待できるか

(3) 選考結果の通知

応募書類の受領月から3ヶ月後の月末までに、全ての応募に対して、申請書に記載いただいた電子メールアドレス宛てに選考結果を通知します

電子メールアドレスに変更がある場合は速やかに、本プロジェクト事務局にご連絡ください

選考過程及び結果等について、個別の問合せには一切応じられませんことを予めご了承ください

(4) 助成の内容

助成を決定した事業における助成内容は、選考を経て決定しますので、その結果、助成金を活用できる活動内容を変更する、また、助成金額を申請額から減額する場合があります

## 6. 応募手続き

---

(1) 応募受付期間

年2回、以下の期間に受け付けます

- 6月1～30日
- 12月1～31日

(2) 応募方法

SDGs 貢献プロジェクトウェブサイトより以下の書類をダウンロードの上、申請フォームよりご応募ください

メール・郵送での応募は受け付けておりません

- 申請書書式
- 申請書記入にあたっての注意点
- 反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

SDGs 貢献プロジェクトウェブサイト

プロジェクトウェブサイトは、本プロジェクトの外部事務局である公益社団法人日本フィランソロピー協会のホームページ内にあります。

URL : <https://www.philanthropy.or.jp/jt/>

(3) 提出資料

以下の書類を、申請書とあわせて申請フォームからご送付ください

- 定款
- 役員名簿
- 前年度事業報告書及び決算報告書（活動計算書・賃借対照表・財産目録の3点セットを原則とし、持ち合わせていない場合は相当する書類を提出）

※活動計算書について、公益法人は「正味財産増減計算書」、その他の法人は「損益計算書」を相当する書類としてご提出ください

- 当年度事業計画書及び予算書
- 反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書（要・捺印）  
※上記プロジェクトウェブサイト上の所定の書式を必ずご使用ください  
※捺印は団体代表者印あるいは実印をご使用ください  
※助成の決定後に、表明・確約書の原本をご提出いただきますのでお手元に保管ください
- 見積書（見積書が必要な費目と要件については、申請書記入にあたっての注意点に記載の「助成対象となる費目」をご参照ください）

- (4) 応募にあたっての留意事項  
応募書類に不備がある場合は選考対象となりません

## 7. 応募時点で確認いただきたい助成決定後の条件

---

- (1) 助成先団体の公表  
助成対象となった場合、団体名、設立年、代表者名、所在地、助成事業内容、助成金額を公表することがあります
- (2) 助成金  
助成期間開始の1ヶ月後の月末に、団体が指定した銀行口座へ振り込みます  
助成金は申請した経費以外の使用を原則認めません また、事業内容の大幅な変更は認めません
- (3) 助成表示  
事業成果物等に、「SDGs 貢献プロジェクト」の助成による実施である旨、表示をしていただきます
- (4) 助成期間終了後の提出物  
実施報告書、収支報告書（領収書・受領書コピー含む）、アンケート（社会貢献活動の効果測定）
- (5) 助成金の支払停止・返還  
下記に該当する場合は、助成金の支払停止または支払済み助成金の一部もしくは全額を返還していただきます  
助成金の支払停止・返還により団体が不利益を被ったとしても、JTは一切責任を負いません
- 助成事業の内容をJT及び事務局の承認なく変更した場合
  - JT及び事務局が助成事業の継続が困難であると判断した場合
  - 助成期間終了後の提出物が無い場合
  - 反社会的勢力との交友関係が認められた場合
  - 法律、政令、行政指導その他遵守すべき法令・規範に違反した場合

## 8. 個人情報の取り扱い

---

JT及び日本フィランソロピー協会が、「SDGs 貢献プロジェクト」を通じて取得した個人情報は、本プログラムに関わる業務のみに利用します。

## 9. 応募先・問い合わせ先

---

SDGs 貢献プロジェクト外部事務局

住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 244  
公益社団法人日本フィランソロピー協会内

ご質問等は上記プロジェクトウェブサイト上のお問い合わせフォームよりお願いします。